

有用二枚貝に係る資料の収集・整理・分析状況

資源の回復期における資源管理方法の早急な確立、実施

令和6年8月
有明海・八代海勉強会

■水産資源小委で収集すべき項目（有用二枚貝）

- ・有用二枚貝の浮遊幼生や着底稚貝の分布状況（アサリ、タイラギ）
- ・アサリの浮遊幼生シミュレーションモデルに係るデータ更新状況
- ・タイラギの浮遊幼生シミュレーションモデル構築に係る検討状況
- ・有用二枚貝の採苗、移植による母貝生息域の拡大
- ・浮遊幼生ネットワーク構築のためのタイラギ・アサリの母貝団地造成
- ・有用二枚貝の生息環境評価、資源減少要因解明
- ・有用二枚貝の資源管理手法の検討
- ・タイラギ移植試験による立ち枯れへい死の原因究明
- ・タイラギの浮泥による影響
- ・有明海奥部における餌料環境とその長期変動の推定
- ・タイラギの再生産機構及び資源量の変動要因の解明
- ・貧酸素水塊の発生・消滅機構の把握と軽減方策の研究開発
- ・カキ礁造成による貧酸素軽減効果の検証
- ・覆砂、海底耕耘、浚渫、作渇等の底質改善技術の改善や新たな手法の開発
- ・アサリ天然採苗のためのパームや網袋の設置
- ・底質改善効果促進のための種苗放流
- ・有用二枚貝（アサリ、タイラギ、サルボウ、アゲマキ、ウミタケ等）の種苗生産、中間育成、移植
- ・ナルトビエイ来遊量、摂餌量調査
- ・ナルトビエイ以外のエイ類（小型捕食者含む）による食害

下線は第14回水産資源小委で収集予定の項目

赤字は勉強会で、青字は他省庁で収集できた資料を示す

イ) 資源の回復期における資源管理方法（例えば、採捕の制限、保護区の設定等を含む）の早急な確立、実施

①関係省庁・関係県の実施状況のヒアリング・関係データの提供依頼
・有用二枚貝の資源管理手法の検討等

関連事業：漁業調整規則等

事業内容：水産資源の保護培養及び漁業調整

担 当：各県

②データ整理・分析に係る留意事項

・アサリやタイラギの浮遊幼生や着底稚貝の量に2012 年以降低下傾向がみられた。このような状況の中、資源の持続的な利用を進めるために確保すべき資源量等の知見が得られていないとの課題がある。

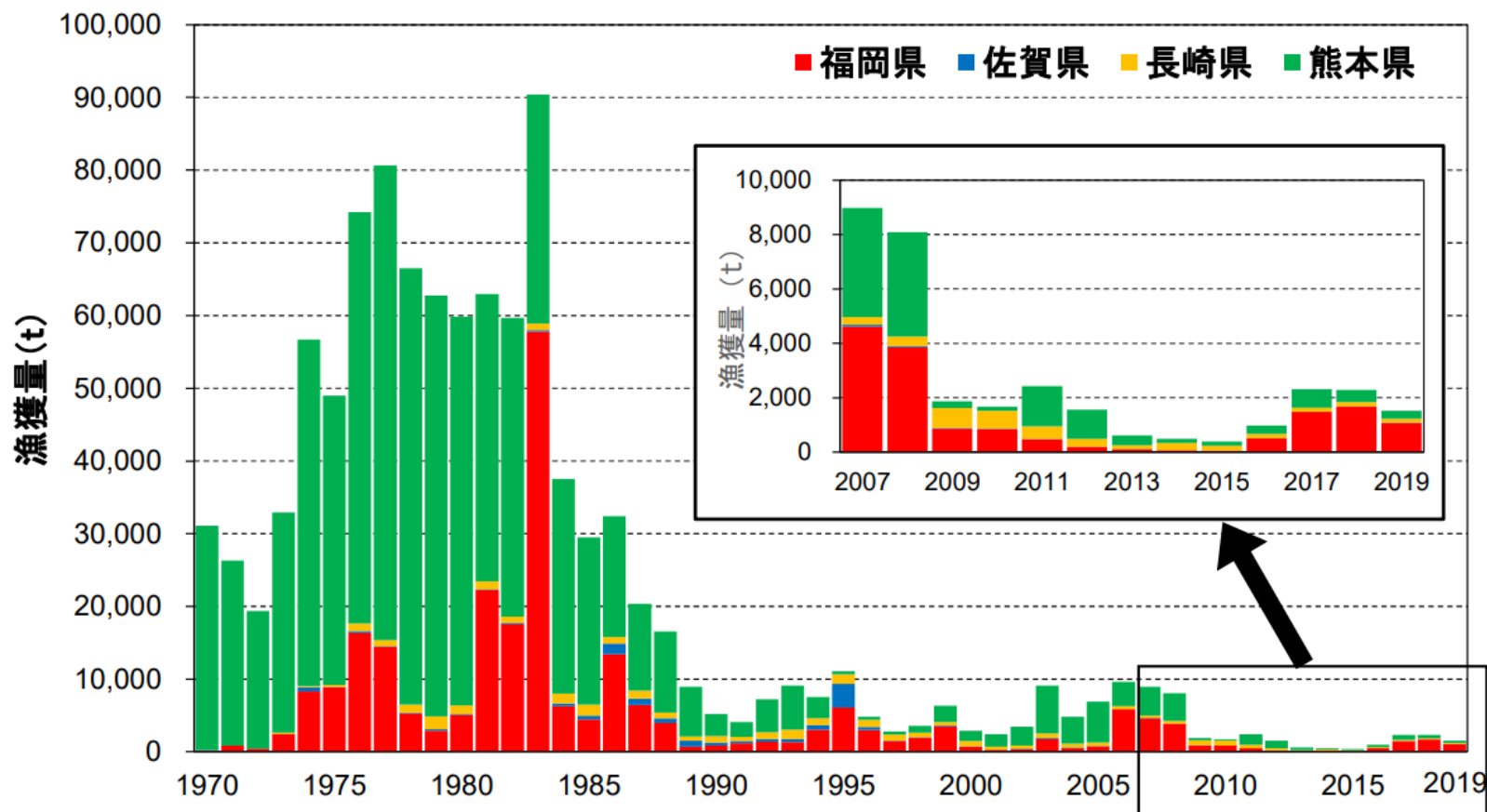


図 2.9.3-10 有明海におけるアサリ漁獲量の推移

出典：農林水産省「農林水産統計」をもとに環境省が作図した。

委員会としては、過去と比較して資源が減少して著しく低位で推移していることに対して、科学的知見から原因・要因を解明しつつ、資源の回復や持続的な利用に資する追加的な資源管理策推進の必要性を提唱している

各県漁業調整規則および追加的な資源管理策の推進状況について資料を収集した

都道府県漁業調整規則とは (水産庁ホームページより)

漁業法及び水産資源保護法に基づき都道府県ごとに定められており、当該都道府県の管轄する海面等で水産動植物を採捕する漁業者や遊漁者などに適用される規則です。漁具・漁法、採捕禁止区域、魚種ごとの採捕禁止期間、体長制限等の様々な規制が定められていますが、都道府県によって内容が異なります。

これらに違反した場合は、懲役若しくは罰金、料料の罰則が適用されます。

漁業調整規則における二枚貝類の採捕サイズと採捕期間に関する制限（熊本県の場合）

二枚貝種	採捕制限サイズ	採捕禁止期間
アサリ	殻幅1.2cm未満 (≒殻長2cm)	周年
タイラギ	殻長15cm以上	6月1日から9月30日まで (産卵期を想定)
タイラギ	殻長15cm以上以下	周年
ハマグリ	殻長3cm以下	周年
オオノガイ	殻長4.5cm以上	6月1日から9月30日まで (産卵期を想定)
オオノガイ	殻長4.5cm以下	周年

他にも漁具、漁法、操業区域に関する規定が細かに定められている

この他、有明海ではサルボウ（福岡県・佐賀県・長崎県）、アカガイ（福岡県）、ハイガイ（佐賀県）の殻長制限が設定されている

1 海区漁業調整委員会とは

海区漁業調整委員会とは、漁業法及び地方自治法に基づき、水面を総合的に利用して漁業生産力を発展させ、漁業の民主化を図ることを目的として設置されています。

また、海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める「海区」ごとに設置され、熊本県では「熊本県有明海区」及び「天草不知火海区」の2海区があります。

なお、海区漁業調整委員は漁業に関する専門的な知識・知見及び経験を要することから、漁業者代表・学識代表・公益代表で構成されています。

2 海区漁業調整委員会の役割

海区漁業調整委員会の役割として、主に以下のような事項があります。

諮問事項：漁場計画の樹立・漁業権の免許・漁業調整規則の制定改廃等、知事からの諮問について審議し、答申を行います。

建議事項：漁業権の制限条件等について、知事に対して意見を述べます。

決定事項：委員会指示等、自らが決定機関として、指示・認定・裁定に関する強い権限をもっています。

3 委員会指示について

海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護、漁場の使用に関する紛争の防止・解決、その他漁業調整のために必要と認めるときは、関係者に対し採捕の制限、禁止、漁場の使用の制限等その他必要な指示をすることができます。

追加的な二枚貝類の資源管理方法の実施状況（2014年以降）

	アサリ	タイラギ	サルボウ	その他二枚貝
福岡県	保護区の設定 （H26以降）、稚貝 移植、母貝団地創生 ※1、パーム採苗器設 置	母貝団地創生※1	パーム採苗器の設 置※3	アゲマキ母貝団地創生
佐賀県	母貝団地創生※1	干潟域のタイラギ採捕 の禁止※2 母貝団地創生※1	パーム採苗器の設 置※3	アゲマキ、ウミタケ採捕全 面禁止※2、アゲマキ母貝 団地創生
長崎県	母貝団地創生※1、県 内採苗稚貝の養殖へ の活用	母貝団地創生※1	—	
熊本県	母貝団地創生※1、秋 の採捕抑制呼びかけ （漁連自主取り組 み）	母貝団地創生※1	—	ハマグリ殻長3cm未満規 制を殻幅17mm未満に 変更※2
国	資源量調査結果の 整理、母貝団地生息 量の把握※1	母貝団地創生※1	—	

※1 国と4県が協調した取り組み

※2 各県海区漁業調整委員会指示

※3 サルボウの着生を促すことで、タイラギ稚貝着生効果も得られる

追加的な二枚貝類の資源管理方法の評価

- 全体の二枚貝資源の動向把握
- 保護区の資源の安定状況（保護効果把握）
- 移植効果の定量的検証（生存率・成長・成熟）
- 母貝団地の地点・規模の適正性（気候変動への適応策の視点も含めて）



- モニタリングに基づいた資源量等基礎的データの蓄積
- 順応的管理による柔軟な取り組みの推進
- 資源管理マニュアル等、漁業者の取り組みの深化・普及